

あわび漁業及び機船船びき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第4条第1項第1号に掲げるあわび漁業及び第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 あわび漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
あわび漁業	第一種共同漁業権共第102号	11月1日から翌年2月28日まで	定めなし	定めなし	第一種共同漁業権共第102号の免許を受けている宮城県漁業協同組合（気仙沼地区支所大島出張所）の書面による同意を得た者
	別記	11月1日から翌年2月28日まで	定めなし	定めなし	第一種共同漁業権共第106号の免許を受けている宮城県漁業協同組合（大谷本吉支所）の書面による同意を得た者

※ 別記

第一種共同漁業権共第106号の区域のうち次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点甲 旧気仙沼市と旧本吉郡本吉町との境界

ア 基点甲から129度 610mの点

イ 基点甲から129度 2,840mの点

ウ 基点甲から133度 3,170mの点

エ 基点甲から149度 2,880mの点

オ 基点甲から178度 770mの点

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年10月3日から令和5年1月31日まで

2 機船船びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
さより2 そうびき 機船船び き網漁業	別記	11月1日から翌 年3月31日まで	定め なし	15トン 未満	78	県内に住所を有する者

※ 別記

次に掲げる区域を除く宮城県沖合海面

- ① 石巻市尾崎走ヶ崎突端と石巻市北上町十三浜字白浜前見岬（白浜漁港防波堤基部）を結ぶ線以西の長面浦を含む海域
- ② 石巻市佐須浜尾崎突端から石巻市雲雀野町1丁目（旧北上川河口）西防波堤突端を結ぶ線以北の万石浦を含む海域
- ③ 東松島市唐戸島南端と宮城郡七ヶ浜町花淵崎突端を結ぶ線以北の松島湾を含む海域
- ④ 亶理郡亶理町荒浜漁港南導流堤基部を中心とした半径1,100メートルの円内の海域及び鳥の海の全域
- ⑤ 全ての区画漁業権の区域
- ⑥ 小型機船底びき網漁業許可受有船にあっては、金華山頂上を通る緯線以北の海域

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月16日から令和4年10月17日まで